

おおいたN P O研究所 定款(規約)

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、おおいたN P O研究所（以下「当研究所」という。）という。

(事務所)

第2条 当研究所は主たる事務所を、大分県大分市舞鶴町1丁目9番24号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当研究所は、大分県内のN P O法人、任意団体、ボランティア団体等（以下N P O団体という。）に対して、その活動を支援すること及び自ら非営利活動を行なうことによって、大分県の社会・文化・経済・環境など多くの分野における発展・成長及び諸問題解決に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当研究所は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 当研究所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 特定非営利活動に係る事業

第4条に掲げる種類の活動に係る事業として、次に掲げる事業を行なう。

①NPO団体の活動支援に係わる事業、又は、NPOとNPO、NPOと行政又は企業との間の架け橋となる事業。

②高齢者や障害者等の健康や福祉の増進等に係わる事業、又は、これを行なうNPO団体等を支援する事業。

③地域の歴史・文化・環境等を維持・保全・発掘し、他の地域との連携やITの活用等を通じて、誇りと活気ある地域に再生するための事業、又は、これを行なうNPO団体等を支援する事業。

④子どもたちの健全な成長及び安心して子育てができる環境づくり等に係わる事業、又はこれを行なうNPO団体等を支援する事業。

⑤地域の経営資源を活かし、地域の雇用機会の創出に係るコミュニティービジネスの開発に関する事業、又は、これを行なうNPO団体等を支援する事業。

⑥パブリックビジネスの受託に関する事業及び新たな公益サービスの創出のための研究開発事業、又は、これを行なうNPO団体等を支援する事業。

⑦その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

(2) その他事業

前項の事業をより効果的ならしめるために必要な事業、及び、前項の事業に付随する事業として、その他事業を行なうことがある。

2. 前項第2号で掲げた事業は、同項第1号で掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その事業で生じた収益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種類)

第6条 当研究所の会員は、次の2種とし、正会員を当研究所の議決権ある会員とする。

(1) 正会員 当研究所の目的に賛同して入会し、当研究所の活動を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員 当研究所の目的に賛同して入会し、当研究所の活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 入会手続きは、別に定める入会申込書にて代表理事宛申し込むこととし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。入会を拒否する場合は、その理由を付した書面をもって本人に速やかに通知することとする。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員に資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出した時 (2) 本人が死亡又会員である団体が消滅した時

(3) 会費を継続して2年以上滞納した時 (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事宛提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、その会員を除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当研究所の定款等に違反した時

(2) 当研究所の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定員)

第13条 当研究所は次の役員を置く

(1) 理事 3名以上 (2) 監事1名以上

2. 理事のうち、代表理事は2名以内とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 代表理事は理事の互選とし、代表理事が1名の時はその者を理事長とし、代表理事が2名の時は、内1名を理事長、1名を副理事長とする。

3. それぞれの役員については、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えることは出来ない。

4. NPO法第20条各号のいずれかに該当する者は役員になることが出来ない。

5. 監事は、当研究所の理事又は職員を兼ねることは出来ない。

(職務)

第15条 理事長は当研究所を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるとき等はこれを代行する。

3. 理事長が欠けたときは理事会で速やかに互選する。

4. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当研究所の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
- (2) 当研究所の財産の状況を監査する。
- (3) 前項の監査の結果、当研究所の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告する。
- (4) 前号の報告のために必要がある場合は、総会を招集する。
- (5) 理事の業務執行状況又は財産状況について、理事に意見を述べ、理事会の招集を請求することが出来る。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
3. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
4. 役員は辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならぬ。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決によりこれを解任することが出来る。この場合、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、その職務の遂行に耐えられないと認められない時。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(報酬等)

第19条 役員は、役員総数の3分の1以下の範囲で、報酬を受けることが出来る。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 必要に応じて、所長、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 職員のうち所長、事務局長は理事の兼任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び年会費の額
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、決算月の翌月末までに開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求を行なった時。
- (2) 正会員総数の 5 分の 3 以上から書面により召集の請求があった時。
- (3) 第 15 条の規定により、監事から召集があった時。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が召集する。

- 2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号 2 号規定による請求があった日から、14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出し、議長選出までの間の仮議長は理事長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項に基づき通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2. 止むを得ない事情等で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 3. 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の各号の事項を議事録に記載しなければならない。

(1) 日時及び場所	(2) 正会員総数及び出席者数
(3) 審議事項	(4) 議事の経過の概要及び結果
(5) 議事録署名人選任に関する事項	

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 第 15 条第 4 項第 5 号の規定に該当する場合等は、監事の出席を妨げない。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項	(2) 総会議決事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項	

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた時	
(2) 理事総数の 5 分の 2 以上から、理事会開催目的記載の召集請求があった時	
(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から召集請求があった時	

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号、第 3 号の規定による請求があった時は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会招集通知書には、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載し、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会の議決事項は、前条第 3 号により通知した事項とする。

2. 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 理事会の表決権は、平等なるものとする。

2. 止むを得ない事情によって出席できない場合は、あらかじめ審議事項について書面をもって表決することが出来る。
3. 前号により表決した時は、理事会に出席したものとみなす。
4. 審議事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることは出来ない。
(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所	(2) 理事総数、出席者数、出席者名
(3) 審議事項	(4) 議事の審議経過及びその結果
(5) 議事録署名人 2 名以上の選任に関する事項	

2. 議事録には、議長及び議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 当研究所の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産	(2) 入会金、年会費、寄付金品等
(3) 財産及び事業から生じた収入	(4) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 当研究所の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産と、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 当研究所の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決により別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 当研究所の会計は、N P O 法第 27 条に掲げる原則に従って行なうこととする。

(会計の区分)

第 43 条 当研究所の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計と、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 当研究所の事業計画及び予算は、毎年度ごとに、理事長が作成し、総会の議決を受けなければならない。

(暫定予算等)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない事情により予算議決が遅延又は成立しない時は、理事会の議決をもって、予算成立までの間、前年度予算に準じた収入、支出を行なうことが出来る。

(事業計画、予算の追加及び変更)

第 46 条 予算議決後に、止むを得ない事由により事業計画及び予算の追加及び変更が必要になった場合は、総会の議決により追加及び変更することが出来る。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、理事会の議決をもって、予備費の設定及び使用が出来るものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 当研究所の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 当研究所の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもものほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 当研究所が定款を変更しようとする時は、総会に正会員総数の 2 分の 1 以上出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(1) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）

(2) 資産に関する事項 (3) 公告の方法

(解散)

第 52 条 当研究所は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動事業の成功不能

(3) 正会員の欠亡 (4) 合併

(5) 破産 (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第 1 号の事由により解散する時は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

第 53 条 当研究所が解散（合併又は破産による解散を除く）した時に残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 当研究所が合併する時は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 当研究所の公告は、当研究所の掲示場に掲示するとともに、地元新聞に掲載する。

第10章 雜則

(細則) この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、当研究所の設立の日から施行する。
- 2 当研究所の設立当初の役職員は、次に掲げる者とする。

代表理事(理事長) 深田 忠直

理事(所長兼務) 山下 茂三

理事 衛藤 伸一

監事 寺司 昭男

- 3 当団体の設立当初の役員任期、事業計画及び収支予算、事業年度は、設立総会の定めるところによる。
- 4 当研究所の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金
正会員：個人千円、法人1万円
賛助会員：個人一口千円、法人一口1万円
 - (2) 年会費
正会員：個人千円、法人1万円
賛助会員：個人一口千円、法人一口1万円
- 5 当研究所は、将来、特定非営利活動法人として法人化を目指すこととする。